

第 21 回あま市新型コロナウイルス感染症対策本部会議録（要旨）

日 時 令和 2 年 1 2 月 2 日（水）
午前 8 時 20 分～午前 9 時 35 分
場 所 本庁舎 3 階 特別会議室

1 議 題

（1） 感染予防対策の徹底について

- ・市の 4 月からの感染者数の推移について、11 月中旬以降、感染者が急増している。特に 11 月 22 日の日曜日から 28 日の土曜日までの 1 週間で 25 人もの感染者が確認されており、27 日には 1 日の感染者数が過去最多の 8 人となるなど、誰もがいつ感染してもおかしくない状態。
- ・本市における感染者数が急増していることから、さらなる感染拡大防止の対策が必要となっているため、不要不急の外出を控えていただきたい内容を市政情報にて発信した。また、12 月 4 日には「小中学生のいるご家庭へのお願い」として家庭内における感染対策を市長メッセージという形で発信する予定。
- ・庁舎における対策として、非接触式の自動手指消毒器を本庁舎、甚目寺庁舎、七宝公民館の玄関に今週中に設置する。

（2） 市公共施設の利用について

- ・施設利用については、新しい生活様式等の実践を条件に利用できることとしており、感染者が施設を利用したことが判明した場合は休館としているが、現在の感染状況を考えると、感染者が市公共施設を利用していなくても、次の条件に該当した場合休館とする。
- ・国又は県の緊急事態宣言が発出された場合
- ・次の 3 つの判断基準のうち 2 つ以上が該当した場合
＜判断基準＞
 - ① 市内の飲食店等でクラスターが発生した場合
 - ② 市内における 1 週間の感染者数が合計で 20 人を超えた場合
 - ③ 庁舎・小中学校・保育園等を除く市公共施設において 1 週間に 3 か所以上で感染者が確認された場合
「1 週間」とは、火曜日～月曜日とする。
- ・公式ウェブサイトにて周知する

（3） イベント等の開催について

- ・市公共施設を休館する条件と同一とする。

（4） 委員会・会議等の開催について

- ・会議内容により所属長において判断する。

（5） その他

- ・美和文化会館と甚目寺公民館にて 1 2 月 1 日より自習室を再開。